第二千六百五十三号

刊

(1)

増

次

目

則 (第九号・第十号

規

福岡県立美術館使用料条例施行規則及び福岡県青少年科学館の利用

料金の減免及び還付に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁生涯学習課)

部を改正する規則

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の

(教育庁スポーツ健康課)

規 則

付に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。 福岡県立美術館使用料条例施行規則及び福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還

平成十九年三月十四日

福岡県知事 麻 生

渡

福岡県規則第九号

福岡県立美術館使用料条例施行規則及び福岡県青少年科学館の利用料金の

減免及び還付に関する規則の一部を改正する規則

(福岡県立美術館使用料条例施行規則の一部改正)

第一 条 福岡県立美術館使用料条例施行規則 (昭和三十九年福岡県規則第七十号) の一

別表の一上欄中「、盲学校、 聾学校又は養護学校」 を「又は特別支援学校」

部を次のように改正する。

(福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則の一部改正)

るූ

第 条 福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則 (平成十七年福岡

平成十九年三月十四 日 県規則第八十四号) の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第九号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」

に改

める。

附 則

この規則は、 平成十九年四月一日から施行する。

則を制定し、ここに公布する。 福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規

平成十九年三月十四日

福岡県知事

麻 生

渡

福岡県規則第十号

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を

改正する規則

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則 (平成十七年福岡県

第五条第一項第八号中「盲学校、聾学校、養護学校」 を「特別支援学校」 に改める。

規則第七十八号) の一部を次のように改正する。

則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

定期発行日 毎週月水金曜日